

平成21年11月24日

うるま市長
島袋俊夫様

うるま市行政改革推進委員会
(補助金審査委員会)
会長 照屋寛之

平成21年度うるま市補助金等に関する審査結果について

この度、うるま市行政改革推進委員会規則第2条第3項及び、うるま市補助金制度に関する指針に基づき、うるま市が行う補助金等について審査を行ったところでありますが、審査委員会としての提言を別紙「平成21年度うるま市の補助金等に関する審査結果について」のとおり取りまとめましたのでここに報告いたします。

平成21年度

うるま市の補助金等に関する審査結果について

平成21年10月

うるま市補助金審査委員会

第1 審査の対象と方法

1 審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

今回の審査対象部署は、教育部、指導部で、恒常的に支出している補助金等を対象とした。ただし、以下のものを除く。

- ・出席者負担金
- ・法令（市条例は除く）に定めのある負担金
- ・市長会、中部市町村会で承認された負担金

2 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上記の審査対象の中から、直接市民と関わりの深いと思われる補助金等及び特に金額の大きな補助金等を事務局（行政改革推進室）が優先度を付し、その優先度に従って審査を行うことを当委員会です承した。

審査は個別の補助金について、事前に事務事業評価表（補助金交付型）、事業報告書、決算書等の資料の提出を求め、以下の要領で行った。

「うるま市補助金制度に関する指針」に定める「交付基準」を踏まえ評価を行い、「見直し基準」により方向性を判断する。

審査対象41件中15件を「優先度1」として抽出し、1回あたり5件を目処に審査する。

審査では、補助金審査票（事務事業評価・補助金交付型）及び関連資料を基に担当課ヒアリングを実施する。ヒアリングは、うるま市補助金制度に関する指針に示した補助金交付基準（1．事業の公共性、2．事業の効果性（有効性・効率性・適時性）、3．団体等の適格性など）に基づき、市民の視点から補助の必要性、額の妥当性等を検証する。

上記審査に基づき、委員会としての総合評価（A、B、C、D）を決定し、その理由や意見、見直しの方向性等を取りまとめる。

第2 審査結果

1 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

うるま市における補助金等のあり方について、市民の目線で審査を行うために当委員会が設置され、今回で3度目の審査となった。市民の立場から補助金等を確認していくことは行政改革として大変重要なことであり、補助金等が設定された趣旨や、時代の流れの中で本当に相応しい補助金なのか、常に検証していく必要がある。

今回、教育委員会（教育部、指導部）の補助金等の中から15件を抽出し、担当部署の事務事業評価票を基にヒアリングを行い、「うるま市補助金制度に関する指針（平成18年11月策定）」（以下、「指針」）に基づいて、「本当に必要な補助か」「額は妥当か」「運営上の課題はないか」を視点を審査を行った。審査の結果として、まず始めに総括的な指摘事項として以下のとおり提言する。

（1）自立（自主運営）へ向けた補助が前提であること

今回、審査した団体等においては、資金運用残高や翌年度への繰越金が大きく、市から補助を受けなくても自主運営が十分に可能と思われる団体等が数件見られた。市担当部署においては、常に団体等の自立（自主運営）へ向けた補助金であることを前提に、市からの補助金は継続的なものではなく、一時的な補助（育成）であることを意識づけ、自立（自主運営）に向けた取り組みを促す必要がある。そして、団体等の運営状況を見極め、状況によっては補助金の一時凍結、廃止も含めて検討していただきたい。現状において、補助を受けなくても運営可能な団体等については積極的に見直しを図り、真に補助（育成）が必要な団体を拾い上げるようなスクラップ・エンド・ビルドが繰り返されるシステムを構築していただきたい。

（2）事業費補助への転換

指針において定めた補助金交付基準として「事業費補助の原則」を掲げており、補助金の見直しの方向性として「補助金は公益的事業に直結する経費を対象とする。」こととしている。今回、審査した団体等において、事業費に比べ事務局費（事務員手当等）の割合がかなり大きい団体が数件見られた。更に、ほとんどの団体がどの経費に補助金を充当しているのか決算資料で判明できない状況である。現状において事務局員の配置が必要不可欠な団体もあることから、補助金の事務局費への充当を全て否定するものではないが、「事業費補助の原則」を考慮し、事務局員の人数や出勤日数、額（手当）については、十分に精査し必要最小限となるよう効率化を図っていただきたい。また、理事会費や役員報酬、食糧費等は会費収入など独自の財源で賄うべきで

あることは当然のこととして、これらの経費についても出来る限り縮減し、事業費の充実を図る必要がある。更に一步踏み込んで、会長等の名誉職的な役職の手当については、交通費等の実費負担程度とし実質的には無償（ボランティア）で担ってもらう方向性を提言したい。

（３）事業費補助へ向けた補助金交付要綱の整備

個々の補助金について、個別具体的にどの経費に補助金が充当できるのか、補助対象経費等を明示するなど、補助金交付要綱等の整備については、従前から指針において指摘しているところである。そのことについて、まだ十分に組み込まれておらず、補助金交付要綱が整備されていないもの、不十分なものがある。今後、全ての部署全ての補助金について、指針や前記の指摘事項も踏まえた補助金交付要綱の整備を推進する必要がある。また、決算資料において補助金充当状況が確認できるよう、資料の整理の仕方を指導していただきたい。

（４）補助金の公平性及び目的に応じた活用

補助金の交付について、先着順による予算枠内打切りの補助金や、数ある対象の中から限られた特定のものだけに継続して補助している事例が見られた。行政の取り組みにおいては、とりわけ公平性が求められるものであり、その観点から見直していただきたい。また、長年、補助目的に応じた活用がなされず、担当部署による補助効果の検証もなされていないと思われる事例が見られた。このことから、担当部署は常に検証を行い、補助目的に合致した用途となるよう改善していただきたい。

（５）幅広く柔軟な対応

補助対象を限定するあまり予算の有効活用が図られていない事例や、規則等に縛られ補助効果が狭められていると思われる事例が見られた。補助内容によっては、市民の要請に応じて、補助対象や補助要件を広げ、時代の流れやグローバル化へも対応するなど、より幅広くより柔軟な対応も重要である。その場合には、随時、補助金交付要綱等も見直す必要がある。また、予算の有効活用という観点から、部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら相互に融通しあうなど、より効率的で適切な予算執行を検討していただきたい。

（６）目標設定と達成に向けた努力

目標設定が難しい等の理由で適切な目標設定がなされていない事例が見られた。適切な目標設定がないと、効果の検証もなく前例踏襲的に例年通り補助金を交付するだけになる恐れがある。市担当部署においては、常に明確な目標を設定すると共に、あらゆる知恵を絞り目標達成に向けた努力をしていただきたい。

(7) 連合会およびその構成単位である地域の各種団体の育成

今回の審査においては、各種団体を取りまとめる市レベルの連合組織のあり方について活発に議論された。

現状においては、市民の価値観の多様化等により、地域における各種団体の活動は、会員の減少や活動の低下など厳しい状況にあり、それらを取りまとめる市の連合組織については更に厳しい状況にある。

地域における各種団体は、自らの活動に精一杯であったり、会員の減少や組織自体の消滅などで市の連合組織に加入できなかつたり、活動に参加できない状況も見られる。また、某連合会は行政イベントにおいて、大変重要なボランティアの担い手となっているが、ボランティア動員に対する負担感が出てきている。更に、連合会と地域の各種団体の活動に差が無く、同じような事業を行っているなど、連合会への加入のメリットが見出せていない状況も見られる。会費が上部団体への負担金としてかなりの割合で充当されてしまうという課題もある。

連合会のメリットは、そのネットワークを利用して情報交換できることにあると思われる。育成の立場から補助金を出している市担当部署においては、それぞれの連合会の意義、目的を再確認しながら、連合会にしかできない、地域の団体にはない魅力ある活動に向けて、組織のあり方や事業内容の見直しを当事者と膝を交えて検討していただきたい。

(8) 地域自治会の格差是正

補助金審査の視点からは若干飛躍すると思われるが、次の課題も指摘しておきたい。

うるま市においては、各種団体の育成以前の大きな課題として、地域自治会の格差是正があげられる。地域によっては、区域が分断されてきたという歴史的な経緯や都市化に伴う住民のコミュニティ意識の低下等により、住民の自治会への加入率がかなり低く、区費収入が少ないため財政的に厳しい自治会がある。一方、自治会加入率が高く、区費外収入もあり財政的に豊かな自治会もある。このような財政的な格差が基盤施設（自治公民館）にも現れ、簡易施設（プレハブ等）での自治会活動を余儀なくされている自治会もあり、中には自治会長や事務員が自治公民館に常駐できない自治会もある。このような予算及び基盤施設の格差が、自治会活動の格差と更なる地域コミュニティ意識の低下に繋がっているように思われる。

地域における各種団体の活動は自治公民館活動の一環であり、その活性化のためには地域自治会からの支援が重要である。かなり大きなテーマになるが、うるま市における地域コミュニティの格差是正及び活性化が、補助団体としての各種団体、ひいてはその連合組織である連合会の活性化にも結びつくものであり、補助金による支援だけでなく、諸々の施策をとおして、この問題に真摯に取り組んでいく必要がある。

(9) 改善に向けたアクション

補助金等に関する諸々の課題は浮き彫りになってきている。それに対して、適切な取り組みがなされなければ、毎年同じ課題を抱えたままで、その繰り返しとなってしまふ。そのために、市担当部署においては、それぞれの課題に対して、どこに原因があるのか、それぞれの団体の実情を把握分析し、目的とする方向へ意識づけしていかなければならない。課題を整理し、取り組みの方向性を当事者と共に膝を交えて議論していけば課題解決の道筋が見えてくるものと思われる。課題解決に向けた行政の真摯な対応を求めたい。

その課題解決の方策として、担当部署の情報交換を推進していただきたい。現状においてもいろいろな行政課題に対する市町村間の情報交換はなされていると思うが、更なる情報交換を進め、課題解決に向けた方策を検討していただきたい。それを基に補助団体等に、より適切な指導助言が出来るよう努力してもらいたい。

(10) まとめ

補助金については、指針でも示しているとおり「一旦、創設されると長期にわたり存続、既得権化しがちである」ことを踏まえ、補助の目的や効果、公平性を常に検証し、基本的には自立（自主運営）のための補助であることを自覚させ、自立（自主運営）すれば見直しを図り、スクラップ・エンド・ビルドが繰り返されるシステムを確立していく必要がある。また、全ての補助金について、事業費補助の原則に基づいた補助金交付要綱が整備されているか検証し、必要な見直しを推進していただきたい。また、市民の要請や時代の進展に対応しながら補助要件や補助対象を見直していくなど柔軟な対応も必要である。なお、地域における各種団体やその基礎となる地域自治会の育成については、うるま市における大きな行政課題の一つであり、効果的な補助金による支援とその他諸々の施策によって推進していく必要がある。

次に個々の補助金等について、個別具体的な提言を提示する。

2 個別審査結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・

	補助金等名称	部課名	補助の目的	総合評価	理由及び意見等
1	うるま市育英会補助金	教育部 総務課	うるま市育英会活動の現状を維持または拡大し、うるま市に有為な人材を育成していく。	B：現状のまま継続	市育英資金の償還が滞っている償還義務者が多数あり、公的機関の償還に対する認識の甘さが見られる。民間であれば、未返済者への財産差押えや返済遅延者への利息付加など厳しい措置が執られるものであり、今後は、未償還者に対する罰則規定や法的措置も含め、より効果的な回収方法を研究し、もっと厳しい償還措置を執ってもらいたい。また、所得額に応じた1回当たりの償還額の設定、償還期間の短縮、一括償還時の減額措置など、償還方法の工夫も検討してもらいたい。償還義務者による適切な償還が将来の貸費、育英会資金の円滑な運用につながるものであり、自主運営も十分に可能と思われる。現在でも、資金運用の残高が大きく、市からの補助金がなくても自主運営が可能と思われる。市からの補助金について、一時凍結も念頭に検討されたい。

2	うるま市児童・生徒派遣費補助金	教育部 総務課	各学校で児童生徒に練習の成果を発揮する機会を与え、競技水準の向上を図る。県代表として各種競技・文化活動の大会に参加する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減する。	B：現状のまま継続	時代に応じて、市民の要請に柔軟に応えられるよう、補助対象や補助基準など、要綱の見直しを検討されたい。また、予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら、相互に融通しあうなど、より効率的で適切な予算執行に努めていただきたい。
3	各種団体派遣補助金	教育部 社会体育課	うるま市における社会体育の振興に寄与することを目的とする。	B：現状のまま継続	社会体育の振興、特に青少年を対象に補助する事例が多い本補助金は望ましいものであり、予算の範囲内で先着順の打ち切りとなっている現状を改める必要がある。予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら相互に融通しあうなど、より効率的で適切な予算執行に努めていただきたい。また、グローバル化が進展するスポーツ界において、将来に向けて、幅広く柔軟に市民の要請に応えられるように、補助要件を拡大するなど要綱の見直しを検討されたい。

4	各種団体育成助成費	教育部 社会体育課	市民の社会体育活動を展開していくためにも、各種競技団体の育成、競技力の向上を目的とする。	C : 効率化・コスト削減の方向で見直し	当該団体の運営については、市からの補助に頼るのではなく、将来的には、補助金を縮小していき、補助期間の終期を設定し、それぞれの団体で知恵を働かせて自主運営に向けての取り組みを促すなど行政からの指導が望まれる。また、現在、それぞれの補助金について、補助の目的や用途を定めた要綱が策定されておらず、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、補助期間中は事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。
5	うるま市体育協会補助金	教育部 社会体育課	市民のスポーツ振興を図ることで、市民の体力向上及び健康増進を図る。市民のスポーツ精神を培い社会体育の普及・振興を図り、市の体育文化の発展を目的とする。	B : 現状のまま継続	必要経費と削減の余地のあるものごとを支出項目毎に見直しをすれば、ある程度経費の縮減が図られるものと思われる。現在、補助金交付要綱が定められておらず、補助金の用途が明確にされていないことから、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。

6	うるま市女性連合 会補助金	教育部 社会教育課	女性連合会の活動を 活発にすることによ り、女性の地域向上、 家庭生活、社会水準を 高め豊かなまちづく りに寄与する。	B：現状の まま継続	女性連合会の活動につい ては、基礎組織である地域 の婦人会活動も含め、以下 のような課題が見られる。 ・現在は、様々な分野で生 涯学習の場が用意されて おり、必ずしも婦人会でな くてもいろいろな活動の 場があり、自己の楽しみが 満たされている。 ・地域の婦人会としては、 地域活動もしながら市女 性連合会の活動もすると なると負担が大きい。 ・女性連合会の活動内容 が、地域の婦人会と同様な 内容になっているのでは ないか。 ・女性連合会の取り組みと して、まつりやマラソン大 会など各種イベントのボ ランティア動員が多く、負 担が大きい。 係る現状の中、女性連合会 への加盟が減少してきて おり（63自治会のうち1 6団体）、市担当部署にお いては、女性連合会の意 義、目的を再確認しなが ら、女性連合会にしかでき ない、地域の婦会にない 魅力ある活動に向けて、組 織のあり方や事業内容の 見直しを指導してもらい たい。また、うるま市補助 金交付基準で示された事
---	------------------	--------------	--	---------------	---

					<p>業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要な不可欠な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。上部団体への負担金については適当か常に検証し、必要に応じて現場の実情を上部団体に申し入れるよう指導していただきたい。</p>
7	うるま市青年連合会補助金	教育部 社会教育課	市内各青年会の協調により会員の資質向上と親睦交流並びに地域社会の活性化を目的とする。	B：現状のまま継続	<p>従来から、地域活動は青年会を中心に展開されてきており、地域づくりにおける青年会の存在は大きいものがある。現在、青年エイサーを中心に青年会活動が活発に展開されている地域がある一方、青年エイサーも継承されず活動が停滞している地域、若しくは青年会がない地域もある。各自治会において、自治会長が中心となってそれぞれの青年会を育成するとともに、その連合組織である市青年連合会については、市担当部署が指導助言をしながら育成を図っていただきたい。</p>

8	うるま市PTA連 合会補助金	教育部 社会教育課	研究大会や研修会等 の開催をとおして、P T A 連合会の組織活 動の活性化を図る。	B：現状の まま継続	うるま市補助金交付基準 で示された事業費補助の 原則に則って、役員手当等 は会費等自主財源で賄い、 市からの補助金は事業費 や事業の執行に必要な不可 欠な事務局費に充てるこ となどを明示した補助金 交付要綱を整備していた だきたい。
9	うるま市子ども会 育成者連絡協議会 補助金	教育部 社会教育課	市内子ども会育成会 相互の連携を図り、子 ども会活動の充実と 発展に寄与する。	B：現状の まま継続	子ども会育成者連絡協議 会の活動については、基礎 組織である地域の子ども 会活動を含め以下のような課題が見られる。 ・会員が少なく、指導者任 せで保護者の参加が少な く役員のなり手がいない。 ・人材や活動費等が乏し く、地域での活動で精一杯 で市連絡協議会への参加 が難しい。 一方、地域に根付く伝統芸 能などを活用し、自治会長 を中心に地域全体で活発 に活動を展開している事 例も見られる。 係る現状の中、市子ども会 育成者連絡協議会への加 盟が減少してきており（平 成20年度26団体）、市 担当部署においては、子 ども会の活動の活性化向 けて、関係者と膝を交え、 他自治体との連携も図り

					ながら、現状の課題を整理して、今後の組織や活動のあり方について対策を講じていただきたい。また、うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要な不可欠な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。
10	うるま市少年ふれあい事業補助金	教育部 社会教育課	相互交流を活発にすることで、本市児童生徒の視野の拡大と自立精神を養い、自然環境、生活習慣の違いを体験することにより豊かな情操を養う。	B：現状のまま継続	自然環境や人口規模がかなり異なる地域間の交流で利点と課題が見られる。交流による児童生徒の育成は重要な取り組みであり、今後も継続していく必要がある。ホームステイの受け入れ家庭の確保には双方とも苦勞しており、宿泊施設を利用した集団交流に変えるなど方法を検討する必要がある。また、事業自体を青年会議所等の外部団体に委託することなども含め、事業のあり方を検討していただきたい。

1 1	海外短期留学派遣 補助金	指導部 指導課	広い視野を持ち、郷土を愛し、異なる文化を持った人々と共に協調していく資質や能力を持つ人材を育成する。	A：更に充実させる方向で見直し	海外留学は大変貴重な体験であり、夢のある素晴らしい事業だと評価する。担当課においては、学校規模（生徒数）に応じた派遣人数の均等な割り振りにより30人の派遣を数値目標としている。しかし、実績としては派遣人数も学校規模に応じた割り振りも達成されていない。今後は、実力があって希望する多くの生徒を幅広く派遣できるように、予算増による増員も当然のことながら、現予算額内であっても、自己負担のあり方（負担増、経済困窮世帯への柔軟な配慮、社協・PTA等による援助等）や留学期間の短縮など、あらゆる知恵を出して目標値を達成する努力をしてもらいたい。また、市民へのPR、募集の周知期間、選考方法の検証などをし、更なる事業の充実に向けて取り組んでいただきたい。
1 2	自治公民館連絡協議会補助金	教育部 社会教育課	各自治公民館相互の連絡提携と自治公民館活動の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与する。	B：現状のまま継続	うるま市においては、過去の地域の成り立ちにより、自治公民館（自治会）活動にかなりの格差が見られる。朝から中央公民館並に多数の地域住民が公民館

					<p> に出入りするような地域もあれば、地域住民の自治会加入率も低く、施設も簡素なプレハブや公営住宅の集会場であったり、自治会長や事務員が公民館に常駐できていない地域もある。このような地域コミュニティの格差は本市にとって非常に大きな課題である。本補助金は、自治公民館相互の連携提携と自治公民館活動の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与することを目的に、会員（自治会長等）の研修会等への派遣に活用されている。しかし、現状は報告書のまとめ方が不適切で報告会も実施されておらず、その成果が十分に現れていない。自治会間の格差是正に向けた具体的な目標値を設定し、協議会に対しては、大会等形式的なものではなく、「各種団体の役員の育て方」など具体的なテーマに沿った実のある研修を精選し、その成果を持ち帰って各自治会の活性化につなげられるよう指導助言していただきたい。 </p>
--	--	--	--	--	--

13	うるま市文化協会 補助金	教育部 文化課	地域社会における文化活動を推進するために、民間の意欲や創意を積極的に生かし、地域の文化活動の発展に貢献する団体の育成を図る。	B：現状のまま継続	うるま市文化協会の決算資料によると、支出総額に対する事務費の割合が6割、その事務費の内訳として事務員（3人）の手当が7割を占めており、事業費に比べ事務費（事務員手当）の割合がかなり高い状況である。事務員（3人）の数や出勤方向、手当の額等について十分に精査し、効率化の方向で見直しを検討していただきたい。また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱の策定を検討していただきたい。更に、会員数の減少が著しく、今後会員を増やすための工夫を指導していただきたい。
14	うるま市指定民俗文化財等補助金	教育部 文化課	地域文化の保存、継承育成を目的とする。	C：効率化・コスト削減の方向で見直し	市内に数ある指定民俗文化財の中から、合併前からの経緯とは言え、限られた2団体のみに補助を継続して行うのは不公平感がある。また、2団体とも補助金が日頃の練習など活

					<p>動費として使われており、保存継承に関わる活用が見られない。そもそも民俗文化財の継承活動（継承者の育成等）は、地域住民の文化活動に対する意気込みで行われるものであって、行政からの補助の有無に関わらず、他の多くの民俗芸能でも取り組まれている。保存継承が目的であれば、行政の立場からは民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきであり、ビデオ撮影等映像や音声でデータを残していく取り組みが望ましい。今後、公平公正に補助目的にかなった用途となる補助事業に変えていく必要があり、現状の補助金は早期に終期を設定して一旦終了し、再度補助のあり方から検討し直していただきたい。</p>
15	うるま市青少年育成市民会議補助金	指導部 青少年センター	心身ともに健全な青少年を育成し、社会の進展に貢献し得るよう、青少年の健全育成を推進援助する。	B：現状のまま継続	<p>本会のような名誉職的な団体の役員については、手当を無くしボランティアで担っていただく方向で団体を指導していただきたい。また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められ</p>

					<p>ている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱を策定し、団体に対しては、手当や食糧費等には会費等独自財源で賄い、必要不可欠な事務費と事業費に補助金を充当するよう指導していただきたい。</p>
--	--	--	--	--	---

総合評価内訳

- A：更に充実させる方向で見直し 1件
- B：現状のまま継続 12件
- C：効率化・コスト削減の方向で見直し 2件
- D：縮小・廃止を前提とした見直し 0件

第3 個別審査結果

うるま市育英会補助金(教育部総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 結構大きな金額が残高としてあります。申込者が目標に達しない状況もあるようですから、ある一定期間補助金を中止してはいかがでしょうか。
- ・ 我々民間の経営者からすると、これだけの残高をもっと有効に活用できないかと思うわけです。
- ・ 1億近くのお金、8,900万円が入ってきます。年間1,300万円使います。7,600万円余りますと十分なお金があるような気がするわけです。
- ・ 成績優秀の子ども達だけを対象としていいのか疑問です。身近にも母子家庭でお子さんが経済的な理由で高校を辞めざるを得ない事例があったりします。自治会の方でフードバンクを立ち上げて、地域から食材を集めてそのような世帯に民生委員をとおしてお届けする活動もやっていますが、成績に関わらず勉強したい子ども達はいると思います。中卒ではなかなか就職先が見つかりませんし、せめて高校は卒業しないと将来が厳しいものがあります。その辺を考えてもらえないか。
- ・ 参考になるかと思うのですが、某自治会で独自の育英資金が運用されてから20年ほどになりますが、当初は自治会が補助金を出して運営しておりましたが、償還がスムーズになると、4、5年ほど前から自治会からの補助金はなくても自主運営が出来るようになっていきます。市の育英会も償還がスムーズにいけば自主運営が可能になると思います。償還が一番の課題ですね。
- ・ 将来に希望を持つ子ども達への貸費につながるわけですから、なんらかの回収手法を研究していただきたいと思います。
- ・ (未償還に対する)法的な措置はどうなっていますか。きちんと対応すれば償還されるのではないのでしょうか。
- ・ 育英会は公的機関だから甘えがあると思います。民間であれば直ぐに差押えなどの

措置がされます。

- ・ 成績が優秀な方々に貸し出ししているということは、それなりの就職をされていると思います。4年間借りて、12年かけて毎月1万円程度の償還ということですが、ただだと長すぎると思います。借りた本人も無意識に忘れてしまうこともあるのではないのでしょうか。就職先も把握しながら取り組めば回収も進むと思います。償還する側の意識の問題だと思います。役所だからということで、それだけ甘いということが見透かされているのではないのでしょうか。償還期間も義務づけをしてはどうでしょうか。償還が滞るということは成績だけでなく人間性も見ていかないといけないと思います。
- ・ 金額ではなくて所得の何%という方法も検討しても良いと思います。
- ・ 償還の問題は、委員会としては条件を付けて評価する必要があると思います。
- ・ 返せる人が返さないということは問題です。
- ・ 290人の内50人返さない人がいるというのは多すぎます。そういうことに対して黙ってはいけませんので、委員会としても何らかの条件づけをすべきだと思います。
- ・ 制度そのものは現状維持として、滞納者へはもっと厳しい返還義務を強く求めてもらいたいというような趣旨の条件付けをしましょう。
- ・ 当事者が払えないのであれば連帯保証人から徴収できる方法はないのか。当事者も保証人も払わないというのはどうかと思います。
- ・ 罰則規定を設ける必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 民間であれば、返還が遅れば直ぐに利息が付きます。そういう部分を見直していくことが非常に大切だと思います。
- ・ 状況に応じて規定を見直していく努力が必要です。
- ・ 一括返還の場合には償還額を若干減額するなど利点を付ける工夫も必要だと思います。

- ・ 貸費する場合に、しっかりと償還の契約をする必要があります。
- ・ 人材育成という立場であるので、貸費の時点では規定が甘いのだと思います。
- ・ 貸費生50人が目標であれば50人に近づけるような工夫も必要ではないでしょうか。景気が悪い中で利用したいと思う人はいると思います。
- ・ 繰越金が多いことについては、担当課から後年度負担分という説明がありましたが、納得していません。基本的には自主運営が出来るようにすべきであり、償還がスムーズにいけば可能なことです。
- ・ 担当課からは説明はありましたがちょっと額が大きいですね。補助金の一時凍結みたいな措置もあってもいいのではないかと。
- ・ 繰越額で運用をしておいて、本当に不足が生じた場合に補助を出すというようにすべきでしょう。償還の対策をもっと強化する必要があります。

「うるま市育英会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

市育英資金の償還が滞っている償還義務者が多数おり、公的機関の償還に対する認識の甘さが見られる。民間であれば、未返済者への財産差押えや返済遅延者への利息付加など厳しい措置が執られるものであり、今後は、未償還者に対する罰則規定や法的措置も含め、より効果的な回収方法を研究し、もっと厳しい償還措置を執ってもらいたい。また、所得額に応じた1回当たりの償還額の設定、償還期間の短縮、一括償還時の減額措置など、償還方法の工夫も検討してもらいたい。償還義務者による適切な償還が将来の貸費、育英会資金の円滑な運用につながるものであり、自主運営も十分に可能と思われる。現在でも、資金運用の残高が大きく、市からの補助金がなくても自主運営が可能と思われる。市からの補助について、一時凍結も念頭に検討されたい。

うるま市児童・生徒の派遣費補助金(教育部総務課)・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 対象が運動競技については優勝、準優勝となっていますが、3位になっても派遣されることによって、それは補助の対象にならないということでした。派遣されるのになぜ補助の対象にならないのか。予算の都合もあろうかと思いますが、PTAの会費から何とか工面したり、資金集めをしたりしています。派遣されるということが基準ではなくて、優勝、準優勝が基準になっているのは県にそのような基準があるのですか。
- ・ 非常に良い取り組みだと思っておりますが、時代の流れに応じて規定の見直しはされませんか。いつまでも、規定があるから規定どおりということではなく、今後は規程も見直ししながら健全な派遣の対応の仕方を検討していく必要はありませんか。
- ・ 中身を検討して欲しいのですが、例えば宿泊費1人1泊5,000円というのがありますが、これはずっと同じ額か。1万円に上げるなど、時代の背景の中で検討する余地はないかということです。
- ・ 派遣実績は19年度が21人で20年度が8人となっています。その辺がバランス良く出来ればいいのですが。例えば申請件数が少ない場合は3位まで考慮するなどうまく運用できないものかと思えます。年度によって人数も決算額も差があります。
- ・ 通常であれば行政の立場からは節約することは大事なことです。節約した分は保護者が負担することになりますので、その面で通常の節約とは異なると思えます。
- ・ 社会体育課の派遣費補助との兼ね合いになりますが、同様に県大会で優秀な成績を収めた団体や個人への県外派遣への助成金ですが。総務課では児童・生徒が対象ですが、社会体育課のものも市内在住などとなっています。中身は似通っているようですが、課は異なりますが統一するなど出来ないでしょうか。両方から助成されることはないと思いますが、金額によってこちらの方が有利とか、申請する側の思惑も出てくるのではないのでしょうか。目的が同じであれば統一した方が良いのではないかと。
- ・ 同じ行政の中ですから、縦割りではなくて横の連携を取って実施できないかという

ことです。そうすれば同じ目線で見られます。合併して一番良くないのが縦割り行政です。市民のためであれば、横一線で同じ目線を見てやってほしいです。

- ・ 対象が優勝と準優勝ということでした。私の経験から、3位4位グループの近県大会がありました。子ども達にとっては大会に参加することが将来の自信にもつながりますし、技術の向上にもなります。優勝、準優勝に限らず同等の成績で派遣があるのであれば助成できるよう検討してもらいたいですね。
- ・ もっと柔軟に対応してほしいと思います。平成19年度は21団体、平成20年度は8団体と、せつかくある予算というと語弊がありますが、保護者の負担を軽くすることからすると、範囲内であれば有効に活用した方がよいと思います。「規程を時代に応じたものとし、柔軟な運用をされたい。」という感じでコメントしたいと思います。
- ・ 「時代に応じた規定の見直しの検討を要する。」などとコメントしてはどうかと思います。
- ・ 県を代表して九州大会、全国大会に参加するということは子どもたちにとって大きな誇り、励みになります。

「うるま市児童・生徒の派遣費補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

時代に応じて、市民の要請に柔軟に応えられるよう、補助対象や補助基準など、要綱の見直しを検討されたい。また、予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら、相互に融通しあうなど、より効率的で適正な予算執行に努めていただきたい。

各種団体派遣補助金(教育部社会体育課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 対象が、県大会及び県外の大会等で優秀な成績を収めた個人・団体となっていますが、最近スポーツ界もグローバル化が進んでおり、アジア大会や世界大会に参加する市民が出てきた場合にはどうなりますか。規定外だから対象外になるのでしょうか。今後、将来に向けて、そのあたりの規則を時代に沿って見直す必要がありませんか。
- ・ 規定では県大会、九州大会での優勝又は準優勝となっていますから、もっと範囲を広げることを検討していいのではないのでしょうか。
- ・ 先着順での補助ということですが、年度末に優勝して派遣されることがあっても予算がないと補助出来ないわけですね。子ども達にとってそれはどうかと思います。学校の場合には枠があって予算措置されているわけですが、優秀な成績を収めて申請しても予算がなくて補助出来ないということもあるのか。
- ・ 「児童・生徒の派遣費補助」は余っているということでしたから、やりくり出来ませんか。
- ・ 総合評価は「B：現状のまま継続」ではなくて「A：更に充実させる方向で見直し」がよろしいのではないのでしょうか。
- ・ 現在、経済的に厳しい時代ですが、良いことには予算を増やして、ムダな部分をカットしていくべきだと思います。
- ・ 先ほどの教育総務課にも要望したのですが、「児童・生徒の派遣費補助」とそちらの「各種団体派遣費補助」をプールにする考えはありませんか。そうすれば予算も充実するのではないのでしょうか。規定の改正も必要ですが、同じ目線であり、目的は同じスポーツ振興ですから、ただ学校主催かそうでないかの違いだと思いますので、プールにした方が平等になるのではないのでしょうか。
- ・ こういう青少年を育成していく補助金は望ましいものです。ムダなものを削って、青少年を育成する補助金を充実させていく方向で検討すべきだと思います。

- ・ 意見としては、グローバル化に対応して枠を拡大すべきではないかというような意見が出されておりました。
- ・ 先着順というのが気になります。その辺は宣伝の仕方というのか、工夫が必要ですね。
- ・ それぞれの種目でシーズンがありますから、先着順というのはかなり気になります。その都度の申請ではなく、年間をとおして報告を受けて、予算の枠内で分割して補助するなどの方法も考えられます。
- ・ 同じ派遣費ですから、総務課の「児童・生徒の派遣費補助金」と柔軟に対応できないものかと思います。細かく聞けばその違いも分かりはしますが、大きくみれば目的は一緒ですから。一方では先着順、打ち切りということではどうかと思います。
- ・ 昨年パラリンピックで中国大会に参加された方がいましたが、地域で随分、寄付依頼をしていました。あまりにも行政からの補助が少ないということでした。
- ・ 中国に行くということは、グローバル化ということですね。大会は国内に留まらないということです。規程で地区大会でという部分を、国外にも対応できるような補助にしていく必要があります。
- ・ 補助金の額も決められていて、対象によって考慮されないものになっています。
- ・ 規程の作りとして、最後に、その他この規程に定めのない事項については別に定めるなどとすれば可能になると思います。
- ・ そういう規程に改められて補助枠が広がれば、この補助金審査委員会の意義もあろうというものです。
- ・ 評価はAで良いと思います。Bだと現状のまま継続となりますから、委員の総意としては現状のままではないと思います。少しでも充実させるということであればAとして、コメントを考えれば良いと思います。
- ・ コメントは、要綱に縛りがあるわけですから、枠の拡大のようなことを要綱の中で見直しを図るといったようなことでよろしいでしょうか。
- ・ こちらをAとした場合には、前の総務課の「児童・生徒の派遣補助金」もAにシな

いといけないのではないか。委員のみなさんの意見も充実すべきだという意見でした。

- ・ 各種団体派遣補助についてはAとして、児童・生徒の派遣補助金についてはBとしながら、その意見のところで両方の予算を考えつつやるというようなコメントを付けたいのではないのでしょうか。
- ・ みなさんのご意見を受けて、予算の効率的な執行という表現を使わせて頂いて、双方の予算を一方が余れば足りない方に融通できるように、部内での予算の効率的な執行というコメントにしたいかがでしょうか。
- ・ 評価としては「B：現状のまま継続」として、部内での効率的な予算の執行としてはいかがでしょうか。

「各種団体派遣補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

社会体育の振興、特に青少年を対象に補助する事例が多い本補助金は望ましいものであり、予算の範囲内で先着順の打ち切りとなっている現状を改める必要がある。予算の有効活用という観点から、教育部内にある類似補助金の執行状況を勘案しながら相互に融通しあうなど、より効率的で適正な予算執行に努めていただきたい。また、グローバル化が進展するスポーツ界において、将来に向けて、幅広く柔軟に市民の要請に応えられるように、補助要件を拡大するなど要綱の見直しを検討されたい。

各種団体育成助成費(教育部社会体育課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ このような団体運営については自主運営にしていくべきだと思います。補助に頼るのではなくて自主運営へ向けて知恵を働かせていくべきです。将来的には額を縮小し、それぞれで資金を生み出していくべきです。雑収入が結構あります。もうちょっと努力すれば補助を受けなくても運営できるのではと思われる団体もあります。団体ですから知恵は持っていると思います。その分の予算を先ほどの派遣費補助に回した方がいいのではないかと思います。補助がなくても活動していける団体ではないかと思います。
- ・ 立ち上げの段階では脆弱ですが団体としての育成の部分は、もう終わっているのではないかということですね。
- ・ 評価表で示されている実施根拠は「うるま市補助金交付規則」で、補助金の交付全般に関する基本的な規則です。前に補助金に関する指針で、補助金交付の基準を示しています。その中で、補助金交付の目的を明確にして、どういう経費に補助金が使えるのかを明確に定めて下さいと各課に投げかけております。それが定められていないということです。ここでのコメントは指針に定められた要綱がまだ定められていないということです。今後交付基準に従って定めて頂きたいと思います。
- ・ 補助金に頼るのではなくて自立の方向で検討を要するという意見が出ていました。
- ・ 育成の時期はもう過ぎているのではないかと思います。廃止するか縮減の方向ではないかと思います。いつまでも育成ということでは10年も20年も大変です。形はもう出来上がっているわけですから。
- ・ 補助金交付要綱が定められていなくて、補助金の使途が明確ではありません。
- ・ 評価は「C：効率化・コスト削減の方向で見直し」として、いきなり縮小・廃止ということではなくて、数年後の方向性として予告して、団体に心構えとして持ってもらうということではないでしょうか。
- ・ 「終期を設定し」というようなコメントを入れたいと思います。

- ・ 今回の評価としては「C」でよろしいですね。
- ・ 支出科目に慶弔費というのがあります。

「各種団体育成助成費」の評価のまとめ

総合評価

C：効率化・コスト削減の方向で見直し

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

当該団体の運営については、市からの補助に頼るのではなく、将来的には、補助金を縮小していき、補助期間の終期を設定し、それぞれの団体で知恵を働かせて自主運営に向けての取り組みを促すなど行政からの指導が望まれる。また、現在、それぞれの補助金について、補助の目的や用途を定めた要綱が策定されておらず、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、補助期間中は事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。

うるま市体育協会補助金（教育部社会体育課）・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 行革の方向性として、補助金は事業費補助を原則とするとありますが、体協の補助金は事務局費として結構充てられているようですが。
- ・ 先ほど申し上げたとおり、補助金交付規則によっており、個別に交付要綱を定めて、「補助金の使途は大会経費のみに限るなど」使途を限定しないと、全てにあてがわれてしまいます。要綱で定めて事業型補助金にしていきましょうというのが指針の方向性です。どうしても事務局費が必要であれば、それも要綱で定めましょうということです。
- ・ 体協の運営に欠かせない県体協への負担金など必要経費はあると思いますが、理事会費や役員手当などが適正かどうか考えていくべきだろうと思います。削減できるものは削減していかないといけません。従来やっているからそのとおりにやればいいという考え方はよくないと思います。
- ・ 必要経費と削減の余地のあるものと予算項目の見直しをすればある程度縮減できるのではないかと。事務局費として専従職員を置くのは結構だと思います。ただし、理事会など年数回の会合の日当は見直しが可能ではないでしょうか。
- ・ （体協の役員は）名誉職ですから奉仕の精神で取り組めるものだと思います。
- ・ （支部活動費の）使われ方は確認されていますか。食料費に多く使われていないかなど、その辺は体育協会に指導していただきたいと思います。
- ・ 団体育成は大変厳しいですが、市も厳しい財政状況ですからその辺も考えて下さい。
- ・ 体育協会について、いろいろな各種競技の事業を行っているということですが、その参加料を高くして事業費収入を増やして、コスト削減をやっていながら、事業収入によって協会の運営をまかなっていくような方向性を考えてもらいたいと思います。
- ・ 県民体育大会が大きな目標ではありますが、市民の社会体育の振興という目的もあります。体育協会でも補助金の使途を明確にした補助金交付要綱が定められていま

せん。その辺りをきちんと定めるようにコメントしてはどうかと思います。

- ・ 評価としては、「B：現状のまま継続」でよろしいですね。
- ・ 委員からの意見として支出項目の改善が図れないかということも付け加えながら評価をまとめたいと思います。要綱の中でしっかりと示してもらいたいということです。

「うるま市体育協会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

必要経費と削減の余地のあるものを見直しをすれば、ある程度経費の縮減が図られるものと思われる。現在、補助金交付要綱が定められておらず、補助金の使途が明確にされていないことから、「うるま市補助金制度に関する指針」による交付基準等に基づいた補助金交付要綱を定め、事業費補助の原則に基づいて補助金を適切に運用されたい。

うるま市女性連合会補助金(教育部社会教育課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 地域の婦人会と女性連合会の事業が似通っていて、連合会に加盟しなくてもいいということはありませんか。連合会としてどういう魅力ある活動を展開していくのか、事業効果の検証はやっていますか。地域の婦人会にない魅力ある活動にしないと加入は進まないのではないのでしょうか。
- ・ 30数年前までは婦人会活動の中に自己研修の場もあって、婦人会をとおしているいろいろな活動が展開されていましたが、現在はいろいろなサークル活動や研修会があって、必ずしも婦人会でなくてもいろいろと活動ができます。生涯学習の場もいろいろと用意されており、自己の楽しみは満たされています。時代の流れでしょうか。
- ・ 地域の活動もしながら市の連合会の活動もするととなると負担感があって、加盟が少なくなっているようです。
- ・ 地域の活動で精一杯で、市の連合会には参加しなくてもいいという声は確かにあります。連合会の活動もとなると負担感があるようです。
- ・ 女性連合会の活動は、まつりやマラソン大会など行政イベントのボランティアがかなり多くて、少し休まさないといけないのではないかと思うくらいです。63の地区がありながら16地区の婦人会だけにまかせていいのかとも思います。
- ・ ボランティアの担い手として重要だと思いますが、調整してあげる必要があると思います。全てを担わせると持たなくなります。リーダーとなる者を育てて、地域での活動をどう活性化させるかという課題もあります。
- ・ 会長の手当年間10万円というのも高すぎると思います。
- ・ 63自治会のうち16団体しか連合会に加盟していないとなると、行政としては、地域で頑張らせて、それぞれの地域での活動が盛り上がってきた時に、再結成するというような考えもありませんか。
- ・ 加盟団体が減っていくのに従来どおりの対応でいいのか。どこに原因があるのか。

それぞれの立場を真剣にくみ取って、目的とするところに方向性づけしていかないと活動を活性化させることはできないのではないのでしょうか。

- ・ 事業内容を精査して連合会でしかできない事業に取り組むべきだと思います。地域でできることは一番集まりやすい地域公民館などで行うべきで、わざわざ石けん作りのために中央に集まるのはどうかと思います。
- ・ 他の団体でも見られますが、例えば会費600円のうち400円は上部団体への負担金になるというパターンがよくあります。上部団体へも現場の声を届ける必要があります。場合によっては、上部団体からの脱退も選択肢のひとつかもしれません。
- ・ 女性連合会としての魅力をどうつくり上げるか。婦人の地位向上、家庭生活の向上、社会参加も必要ですが、連合会の役割としては、それぞれの地域の活動の状況を連合会のネットワークを利用して情報交換する場だと思います。他の地域の活動を取り入れることで活動が活性化すると思います。行政はそのあたりの連合会としての意図を上手く説明して、魅力ある活動にしていく指導をする必要があります。63自治会全ての団体が加盟する連合会になれば、もっと補助金を出してあげたいと思います。今後は、根本的な課題について議論をして、どういう組織にしていくかを詰めていかないといつまでも同じ問題で綱引きを続けることとなります。
- ・ 連合会の事業内容に工夫が必要だと思います。地域の婦人会とは異なる、魅力ある事業になるよう見直しを指導してもらいたい。
- ・ 補助は継続していただいて、その中で方向性を見出していただきたいと思いますね。
- ・ 組織のあり方について、事業の見直し、手当などは会費から充てるよう事業費補助に向けた要綱の見直しなど、みなさまのご意見を取りまとめたいと思います。

「うるま市女性連合会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

女性連合会の活動については、基礎組織である地域の婦人会活動も含め、以下のような課題が見られる。

- ・現在は、様々な分野で生涯学習の場が用意されており、必ずしも婦人会でなくともいろいろな活動の場があり、自己の楽しみが満たされている。
- ・地域の婦人会としては、地域活動もしながら市女性連合会の活動もするとなると負担が大きい。
- ・女性連合会の活動内容が、地域の婦人会と同様な内容になっているのではないか。
- ・女性連合会の取り組みとして、まつりやマラソン大会など各種イベントのボランティア動員が多く、負担が大きい。

係る現状の中、女性連合会への加盟が減少してきており（63自治会のうち16団体）、市担当部署においては、女性連合会の意義、目的を再確認しながら、女性連合会にしかできない、地域の婦人会にない魅力ある活動に向けて、組織のあり方や事業内容の見直しを指導してもらいたい。

また、うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要不可欠な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。上部団体への負担金については適当か常に検証し、必要に応じて現場の実情を上部団体に申し入れるよう指導していただきたい。

うるま市青年連合会補助金(教育部社会教育課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 青年は相当のパワーがありますから、上手く育成していくべきです。魅力ある組織として連合会を育てて欲しいと思います。
- ・ 全ての自治会に青年会が出来て、連合会に加入すれば自分たちで事業展開できるようになると思います。そこまで育ててほしい。
- ・ 県の青年団協議会が「ふるさと青年エイサーまつり」を開催しています。市の青年会も組織力が高まるまで補助して育成すれば、力を発揮すると思います。青年には知恵と能力とエネルギーがあります。
- ・ これまで地域公民館活動は青年会を中心に行われ育まれてきました。自治会活動は、区長さんが、婦人会、老人会、青年会を上手く連携させていけば活性化します。最近では地域の中で世代間の交流が少なくなっているように思います。以前は青年会の先輩方から習い教えられることが多かったように思います。今後、そのような地域づくり環境づくりが必要ですね。
- ・ 昔から、地域活動では青年会の力が大きかったですね。奉仕作業にしても。田舎ではその良さがまだ残っています。将来を担う若者たちを育成し支援していかなければと思います。いずれ自主活動も展開するジンプン(知恵)も出てくると思います。
- ・ 事業費補助の見本ではないでしょうか。
- ・ 昔から地域活動は青年会が主体でやってきております。6月の綱引きから、エイサー、村芝居と3ヶ月はずっと青年会が地域活動をリードしていました。社会生活の多様化もあり、現在の青年は活動の場が分散してしまっていますが、昔のような活動が出来れば魅力ある団体になると思いますが。行政は、補助金を出すのであれば、指導助言もすべきではないかと思えます。
- ・ 各自治会においてそれぞれの青年会を盛り上げていく工夫、協力が必要だというお話がありました。自治会のイベントなどで青年会を上手く活用し盛り上げる機運が必要ではないかということでした。そのようなことをまとめたいと思います。

「うるま市青年連合会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

従来から、地域活動は青年会を中心に展開されてきており、地域づくりにおける青年会の存在は大きいものがある。

現在、青年エイサーを中心に青年会活動が活発に展開されている地域がある一方、青年エイサーも継承されず活動が停滞している地域、若しくは青年会がない地域もある。

各自治会において、自治会長が中心となって自治会のイベントなどで青年会を上手く活用し盛り上げるなど、それぞれの青年会を育成するとともに、その連合組織である市青年連合会については、市担当部署が指導助言をしながら育成を図っていただきたい。

うるま市PTA連合会補助金(教育部社会教育課)・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 役員は名誉職であって、報酬をもらうべきでしょうか。事務局は当然しかるべき報酬が必要だと思います。役員については検討を要するのでは。
- ・ 会長など、年配の方が名誉職的にやっているのであれば、こういう方々は報酬はいらぬのではないかとということです。
- ・ 組織の運営のため、常時業務をしている事務職員には当然報酬は必要です。
- ・ 役員は、旅費など必要経費は当然だと思いますが、手当はどうかと思います。規約などを見直すべきではありませんか。
- ・ うるま市の補助金の見直しの方向性として、事業費補助へ向けた要綱の見直しをお願いしています。例えば役員手当は補助対象としないなどです。そういった経費は会費などから充ててもらい、市からの補助金は事業費に使っていただきたいということです。必要な事務局員に係る経費であればそれは明記してもらいたいと思います。会長などの手当は会の規約で決めていただければ結構ですが、これは会費で充てるということにしていきたいと思います。
- ・ 会の規程は合併以前の4市町の頃と同じ規程か。合併して4年経過していますから、変えるべきところは変えていく必要があります。事業費補助への転換が方針ですから、それに対応して時代に合わせて規程も変えていく指導をしてください。
- ・ 役員手当については安いのか、高いのか難しいところです。他の組織と比べるとこれくらいが妥当とも思います。学校毎のPTA事務の報酬もいろいろあって、1日居てもらうところもあるし、3時間勤務や午前中もあります。手当はどの程度が適当か難しいところです。役員もPTA事務もなり手が少なく、少しずつ報酬を上げてきている状況です。
- ・ 事務員の報酬は当然必要です。年間130数万円はまあまあ悪くはないと思います。
- ・ 特に必要性に関する議論はなかったように思います。現状のまま継続ということ

でした。

- ・ 事務局から、要綱の整備について申し上げたところ、委員のみなさまからも賛同を得られました。そのあたりをまとめにしたいと思います。

「うるま市PTA連合会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要不可欠な事務局費に充てることなどを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。

うるま市子ども会育成者連絡協議会補助金(教育部社会教育課)・・・

審査委員会意見

- ・ 女性連合会や青年連合会でもそうですが、会員数を増やしていくことが大きな課題となっています。しかし、現状は、こういった活動に積極的に参加していこうというムードはないですね。学校ではPTAの役員のなり手がなくて困るといふ現状があります。根本的な課題は同じだと思います。
- ・ 事務局としましては、その会の運営のためにどうしても事務局の設置が必要だということであれば認める方向です。そうでないと運営できない団体もあるわけですから。ただし、そのような場合であっても役員報酬や手当などは補助金で充当するのは馴染まないと考えています。事務局を設置する必要のない団体もあると思います。要綱の中で、備考あたりで事務局に係る経費を含むとか、含まないなどときちんと定めて、区分けして良いのではないかと考えています。全てを否定するわけではありません。必要経費としてどうしても自立するまでの間は必要であるという考えです。ただし、役員報酬などは是非避けていただきたいということです。
- ・ 活動内容や補助の必要性は理解できます。今のような状況で補助金を打ち切ると全く成り立たなくなるわけですね。
- ・ やはり役員の報酬などは別にして、補助はあくまでも事務局の事務員のものであるということであれば、今後は組織のあり方も含めて考えていけばいいのではないかと思います。
- ・ 頭が痛いことではあります。私も子ども会の役員をやっておりまして、実際のところ、子どもたちは集まってくるのですが親が参加してくれません。子どもたちは役員が見てくれる、預かってくれると思っているような感じです。学校と同じです。子どもだけ参加させて、誰かが見てくれると思っているようです。そして、高学年になると部活動が忙しくなって、特に野球などは毎週のように試合があります。そういう中で子ども会活動をやると、低学年しか集まらない。そうになると親がいないと面倒みるのが厳しい状況です。本当に厳しい状況です。
- ・ 役員のなり手もいないのが現状です。

- 私は合併前から石川で子ども会の面倒を見ていますが、石川市の頃は市から単位子ども会に補助金がありました。今は全くありません。自治会からの運営費と子ども会の会費で運営しています。会費はとても厳しいです。そのような中で中央に出てきて、うるま市の子ども会に参加するのは厳しい状況です。はっきり言って自分たちの活動さえ厳しい状況なのに中央に出るか。予算も厳しい中で、それが現状です。
- 今の子ども会の事務局が勝連にあるから、周辺の子どもの参加が活発なのは当たり前です。合併というのは、そういう良いこともあるし、悪いこともあるというのが現状ですね。
- これをどうしていくかとなると、会員を集めるということと、自治会のバックアップがないととても取り組めないということです。子ども会だけの問題ではなくて、婦人会、老人会も含めて、お互いがバックアップしていかないと行事は出来ないのです。現状そうなのです。婦人会も特に少ない状況です。お互いにバックアップしていかないと、自分たちの会だけではとても活動出来ない状況です。中央に出て活動するのは本当に厳しい状況です。
- 会員を集めるためには親ももうちょっと、会に目を向けるというふうにしなないとはいけません。ぜんぜん会員が集まらないという厳しい状況があります。私どもの会でも会員を集めるだけで精一杯の状況です。
- 親の協力というのが必要ですね。PTAの活動も全く一緒だと思います。子どもを学校に預けるけれど、PTA活動は嫌ですという親が多いです。子どもを子ども会に預けるけれど、親は参加しない。全てに連動していると思います。根は全て一緒だと思います。なかなか、この意識を変えることは難しいかなと思いますね。
- 部活動のあり方ということもあります。小学生のころから部活動の取り組みがあまりにも多くて、学校と部活動で精一杯で子どもたちも疲れているのではないのでしょうか。
- 現状の課題を把握しているわけですから、その対策が求められるわけです。子どもは参加するが親は参加しないなど。それをどういうふうに取り寄せるかということですから、そこは一度おさらいしながら、どういう問題があって、どうしたらいいのかを整理すると思います。組織のあり方を、本当に膝を交えて心から理解しあいながら話しあえば、盛り上がると思うのです。そういうことをし

ないままにそのままの状態で行くと、毎年同じ悩みの繰り返しになります。そこを踏まえないといけません。そこが一番のポイントではないかと思います。

- ・ 自治会も含めて、バックアップしないと子ども会の存続というのは本当に難しいですね。親の考え方を変えてもらうというのも大事なのですが、なかなか難しいです。
- ・ 会員やその親御さんを集めるために焼き肉パーティーをしたり、ビーチパーティーをしたりするのですが、そういう時には来るのです。そういう場でいろいろと話をしますが、一時的にはいいのですが、その後が続きません。変えていかないと活動の活性化も会員を増やすのも難しいのではないかと思います。
- ・ 学校においても、小学校から高校までPTA役員のなり手がいません。学校の先生方がかわいそうなくらいです。
- ・ 学校の集まりに参加すると役員にされるから集まりにもいかないということもあるようです。
- ・ 自分の子どもは面倒みてもらうのに、役員になるのは嫌だというのが現状だと思います。そのあたりの意識をどう変えるかです。
- ・ その辺は、先ほど説明を受けた団体、全てにおける悩みではないですか。他の市町村でも同じかと思うのです。行政どうしの情報交換で、どのような方向に向かっているのか。指導助言していくためにはそういうことも必要ではないでしょうか。
- ・ 以前は、お母さんは家にいるのでどちらかがそういう場に参加できたと思うのですが、現在はお父さんもお母さんも仕事しているので参加が難しくなっているのだと思います。
- ・ 参加が厳しいという話なのですが、実は私が役員をしている地域では毎月いろいろなイベントがあって、結構子どもたちも参加して忙しく子ども会活動を運営している状況です。これは先輩方が築き上げた子ども会の雰囲気とイベントがあったのことだと思います。地域に根付いている伝統芸能であるエイサーを子どもたちにさせるなど地域文化が土台となって、それに乗っかる形で先輩方が上手くイベントを組んできたということで成功しています。

- ・ 自治会長も熱心です。公民館の職員がボランティアで三線を指導するなど地域を上げて取り組んでいます。三線の子どもたちが子どもエイサーでは地謡をつとめるような形でやっています。地域をあげて取り組めば今の時代であっても、なんとか盛り上がることは出来るのかなと思います。
- ・ 役員のなり手がなかなかいないというのはあります。公務員などある程度時間的に融通がきくメンバーでなんとか支えているところです。
- ・ 本当に地域を思うリーダーがいれば相当変わってくると思います。みんな逃げるからできないのですね。誰かがきっかけ人になって、こうしていこうとか、こうもっていこうとかやれば相当変わってくると思います。地域リーダーをどう作り上げるかだと思います。
- ・ 地域性は大きいと思います。自治会、地域のOBが支援していくことが一番大切なことだと思います。親御さんだけでは大変ですから地域で自分たちの地域の子どもたちを育てると意識改革を図っていく必要があると思います。
- ・ 地域活動が落ち込んでいるということは否めないことです。今は地域でコミュニケーションが少ないということは確かにありますね。空論になってもいけません。地域での縦と横の繋がりが必要であり、地域というのが本当に大事だと思います。
- ・ 地域のあり方も大分変わってきていますからね。今は、みんなでやろうというより、自分のやりたいことをやりますという感じですからね。
- ・ 委員のご意見としては、会員数を増やしていくことに課題があるということでした。
- ・ 地域の活動にも差があるということが実態で、今後は組織のあり方について、行政も含めて対策を講じていく必要があるということでした。
- ・ 地域で盛り上げていくという機運づくりが必要ではないかというご意見がありました。
- ・ 行政としては、他市の状況を参考に対策を講じていきたいということでした。
- ・ 組織運営上、地域との関わりが大事であるので、運営のあり方、仕組みについて、

今後検討を要するのではないかと思います。

- ・ 組織の問題や会員が少ないなど、地域の問題ですから、公民館を主体にした活動の仕方に工夫が求められるみたいなのが書けないかと思います。書き方として、公民館活動の一環としての活動として記載できないかということです。
- ・ 地域との関わりが大事であるということですね。

「うるま市子ども会育成者連絡協議会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

子ども会育成者連絡協議会の活動については、基礎組織である地域の子ども会活動を含め以下のような課題が見られる。

- ・ 会員が少なく、指導者任せで保護者の参加が少なく役員のなり手がいない。
- ・ 人材や活動費等が乏しく、地域での活動で精一杯で市連絡協議会への参加が難しい。

一方、地域に根付く伝統芸能などを活用し、自治会長を中心に地域全体で活発に活動を展開している事例も見られる。

係る現状の中、市子ども会育成者連絡協議会への加盟が減少してきており（平成20年度26団体）、市担当部署においては、子ども会活動の活性化に向けて、関係者と膝を交え、他自治体との連携も図りながら、現状の課題を整理して、今後の組織や活動のあり方について対策を講じていただきたい。

また、うるま市補助金交付基準で示された事業費補助の原則に則って、役員手当等は会費等自主財源で賄い、市からの補助金は事業費や事業の執行に必要な事務局費に充てることを明示した補助金交付要綱を整備していただきたい。

うるま市少年ふれあい事業補助金(教育部社会教育課)・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ この事業そのものを、別の組織に委譲するということは考えていませんか。例えば青年会議所へこの事業を委譲するなどです。青年会議所に委譲して青少年育成事業として青年会議所に実施してもらうということです。そういうことは検討されませんか。近隣市の青年会議所は本土の青年会議所と提携して人事交流をしています。その事業資金を、チャリティゴルフ大会を催すなどして捻出しています。それを派遣費にして事業するわけです。大変良い事業ですから、青年会議所をそういう組織として位置づけすると定着するわけです。可能であれば、別の組織に担ってもらうということで検討してはどうかと思います。
- ・ 一度は近隣市の青年会議所の組織のあり方や事業の持ち方について、来て頂いて研修会なり勉強会を開いてみてはどうでしょうか。青年会議所は力がありますので。行政が補助してきたから、ずっと行政が続けなければならないということではなく、見直す時期に見直しておかないといけません。
- ・ 宮崎の地域の青年会議所とうるま市の青年会議所を組織としてタイアップさせて、行政はある意味では組み手をしてあげて、今後は事業を委譲すると良いのではないかと思います。行政はまた別の取り組みを仕掛けていくということが良いのではないのでしょうか。
- ・ 青年会議所の組織の中に青少年育成健全委員会というのがあります。その中で企画から全てをやってくれます。
- ・ 現在、うるま市は盛岡市との交流を進めています。先方からは姉妹都市提携のアプローチもあるようです。青年会議所の交流などとなるとどこにうま味があるのかを検討していかないといけません。物産関係や観光関連の交流が主になるうかと考えています。その辺りを含めながらの検討になりますね。
- ・ 交流の方法ですね。交流であれば必ずしもホームステイでなくても集団で同じ宿泊施設に泊まっても可能なわけです。確かにホームステイはかなり厳しい取り組みだと思います。

「うるま市少年ふれあい事業補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

自然環境や人口規模がかなり異なる地域間の交流で利点と課題が見られる。交流による児童生徒の育成は重要な取り組みであり、今後も継続していく必要がある。ホームステイの受け入れ家庭の確保には双方とも苦勞しており、宿泊施設を利用した集団交流に変えるなど方法を検討する必要がある。また、事業自体を青年会議所等の外部団体に委託することなども含め、事業のあり方を検討していただきたい。

海外短期留学派遣補助金(指導部指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 目標値の30人に対して、平成19年度10人、20年度15人と達成できていません。その原因を追及して目標に近づける努力をしていかなければなりません。
- ・ 予算が厳しいということであれば、目標値をそれほど高く設定しなくてもいいのではないのでしょうか。現実的な目標値であるならば、予算獲得の努力をすべきではないのでしょうか。
- ・ 体験者の作文を見ると大変夢があって良い事業だと評価します。もっと予算をつけるように、あらゆる知恵を出して目標値を達成するような努力をしてもらいたいと思います。せめて1校から2名くらいは派遣していただきたい。予算がないからというだけではなく、もっと真剣になって予算を獲得できるような努力が伝わってくればと思います。
- ・ 子ども達を30日間も派遣して勉強させるわけですから、もっと市民のみなさんにもお知らせすべきではないのでしょうか。
- ・ 経済的に厳しい世帯の子ども達が参加できないということですが、社会福祉協議会でそれをカバーする事業がないのでしょうか。
- ・ これについては選考方法や派遣する生徒の自己負担のあり方など、いろいろな課題が示されました。せっかく良い事業ですので、その辺りを検討していただいでできるだけ希望する実力のあるたくさん子ども達が、もう少し幅広く派遣してもらうということで頑張っていたいただきたいですね。
- ・ 点数で選考しているということでしたが、点数にそれほど差がないのであれば、学校毎に均等な人数の割り振りがあっていいのではないかと思います。
- ・ 広報周知の期間が2週間ということでしたが、PTA役員に先に知らされ、末端までは行き届いていない事例もあるのではないかと。
- ・ 周知期間が2週間で短いのではないかとということでしたが、学校運営に父兄がどのくらい関心を持って関わっているかです。2週間であっても3週間であっても大き

な差はないと思います。

- ・ 校長先生の推薦で選考されるということですから、どうしてもPTA役員の子ども達に目が向いてしまうということがあるのではないかと思います。
- ・ もっと多くの子ども達に参加させたいということであれば、留学期間を30日ではなくて20日くらいにすればもっと多くの子ども達に参加できるのではないのでしょうか。
- ・ 旅費にかなり支出されると思いますので、滞在期間を短縮してもあまり経費は落ちないのではないかと思います。
- ・ ホストファミリーでの滞在期間もそれなりに費用がかかるので、10日間短縮すれば多少経費は落ちると思います。
- ・ 現在の4週間で3週間にして経費がおちるのであれば、もっと多くの生徒に参加してもらうことができますね。
- ・ 今は総額41万円のうち11万円の自己負担ですが、1人当たりの負担額を増やせば、もっと多くの生徒を派遣することができます。
- ・ 中には11万円の自己負担金が用意できないから行けないという生徒もいるということでした。その辺りは補助に柔軟性があっても良いのではないかと思います。例えば、かなり優秀で経済的理由で11万円の自己負担が用意できない生徒の場合、母子家庭などの条件も勘案して補助率を上げるなどです。そういう工夫があっても良いのではないかと思います。
- ・ 沖縄県は学力が低いということで毎年新聞報道されますが、その最大の原因は所得格差だと思います。その辺りを配慮して助成していくことも必要ではないかと思います。
- ・ 負担のあり方として、学校割り当てということになれば、PTAの理解が得られればPTA予算を活用するという手もあります。個人の負担を増やしてしまうと厳しいところがあると思います。PTAもある程度費用を出せば、子ども達の自己負担を減らすことができます。
- ・ 個人負担を減らすということも良いことですが、参加する生徒の人間性も見極めな

いといけません。

- ・ 逆の考え方もあると思います。今は枠が10人なので、その範囲でしか派遣できないということです。自己負担が厳しいことが理由で目標達成できないということではありませんでした。本来であれば、自己負担が多少高くても行きたい生徒がいるかもしれません。予算の執行の工夫が求められるのだと思います。
- ・ 目標値を30人と定めているので、自己負担の部分で工夫しないと達成できないのではないかと思います。
- ・ 今は30万円の補助金に11万円の自己負担ですが、これを20万円の補助金にして数を多くして、自己負担も大きくしても応募者はいるのではないかと思います。11万円よりも自己負担を増やしたから応募者がガクッと落ちるのではなく、20万円出してもいいという人もいるかもしれないということです。留学というのは貴重な体験学習ですから。11万円の負担金が大きく行けないという人が8割もいたら問題ですが、そういう問題ではなさそうだということです。補助金と個人負担のあり方をもうちょっと研究する必要があるのではないかと思います。それによって目標値の30人を達成することが出来るかもしれません。今は30万の補助ですから10人が限度です。総額としては増やすことが難しいということですから、補助金額を減らして自己負担を増やせば目標値は達成できるわけです。
- ・ 総予算の中で一人当たりの補助金額を工夫すれば目標人数を達成できる可能性はあるわけですね。
- ・ そうしてみても問題が起こるかもしれませんが、そのとき、またどうするかを考えればいいと思います。
- ・ 補助金と保護者が負担することの話になっていますが、例えば、外国の子ども達はバスケットで代表に選ばれて派遣される場合には、自分達で工夫してお金集めをして、足りない分を親御さんに出してもらっています。休みを利用して子ども達は車洗いやお菓子を焼いて売るなどして資金集めをします。全て補助金や親にお金を出してもらっていますが、自分たちで苦労して資金集めをすれば達成感も更に増してくると思います。今後の課題だと思いますが全てをお膳立てしてもらうのが当たり前になっているのは甘いと思います。そういう工夫があっても良いのではないかと思います。
- ・ 派遣補助のあり方を検討する必要があるのではないかと提言してはどうでしょう

か。

- ・ 担当課の評価どおり「A」が良いと思います。

「海外短期留学派遣補助金」の評価のまとめ

総合評価

A：更に充実させる方向で見直し

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

海外留学は大変貴重な体験であり、夢のあるすばらしい事業だと評価する。担当課においては、学校規模（生徒数）に応じた派遣人数の均等な割り振りにより30人の派遣を数値目標としている。しかし、実績としては派遣人数も学校規模に応じた割り振りも達成されていない。

今後は、実力があり希望する多くの生徒を幅広く派遣できるように、予算増による増員も当然のことながら、現予算額内であっても、自己負担のあり方（負担増、経済困窮世帯への柔軟な配慮、社協・PTA等による援助等）や留学期間の短縮など、あらゆる知恵を出して目標値を達成する努力をしてもらいたい。

また、市民へのPR、募集の周知期間、選考方法の検証などをし、更なる事業の充実に向けて取り組んでいただきたい。

自治公民館連絡協議会補助金(教育部社会教育課)・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 合併後の各自治会の格差を埋め、均衡を図るための補助金ということですから、それなりの目標を立てる必要があると思います。今、目標設定が難しいということでしたが、はっきりとした目的をもっているわけですから、何年後までに均衡が取れた状態にするのかという目標を立てる必要があると思います。例えば、この補助金を活用して3年後には均衡が取れた状態にもっていくというような目標が立てられません。目標設定がないと、例年通り補助金をもらって事業すればいいという感じがします。
- ・ おっしゃるとおり、合併時に自治会長の協議の場がありましたが、こんなにも自治会活動に格差があるとは思っていませんでした。やはり、どの自治会も同じような体制にもっていくべきだろうと思います。同じように市から事務委託料をいただいているながら、自治会長や事務員が常駐していない自治会があります。業務内容が全く異なる状況です。やはり年度目標を立てて、市内の自治会をそういう方向にもっていくべきではないかと思います。
- ・ 先ほどから自治会によってかなり格差があるということですが、関連して婦人会、青年会、老人会の活動も下火になっていると思うのですが、やはりそういう活動が活性化してはじめて公民館活動も活性化すると思います。この補助金の報告書ではその辺の取り組みが見られません。担当部署から育成の意味も含めて指導助言していただきたいと思います。ホテルのようにきれいなままの公民館と活用が充実して汚れている公民館があります。公民館というのは汚れて当たり前みたいなものです。
- ・ 気持ち的な格差はこの5年間で埋まってきていると思いますが、予算面でどうしても石川地区が厳しい状況です。気持ちではなくて、モノや金の格差が厳しいです。
- ・ 自治会の格差は大変大きな格差だと思います。是正以前に自治会活動に限界があるのではないかと思います。
- ・ 研修ですから、自治公民館としての課題、例えば各種団体の役員のなり手がいないなどの課題について勉強して成果を報告すべきです。
- ・ 区によって財政力がバラバラであることが一番の問題だと思います。住んでいる地

域に区費を納めれば当然財政力は上がるわけですね。ゴミ出しなど区費を出さなくても行政がやってくれるわけですから。その辺りに不公平感がありますのでなんらかの工夫ができないものでしょうか。

- ・ 区費の義務化を条例で制定できませんか。そうすれば確実に金が集まります。
- ・ 裁判の判例としては区費の強制徴収は違法とされています。お願いしか出来ません。
- ・ 研修の成果を持ち帰って各地域の活性化につなげて頂きたいということがありました。前回の婦人会や老人会の活動もどうしても自治会の後押しが必要ということでした。
- ・ 本来の目的は研修を持ち帰って自治会活動にいかしていきましょうということですね。
- ・ 補助金が地域の活性化にどのように反映されているかということだと思います。
- ・ 研修の成果がまだ十分に見えてこない状況ですね。
- ・ 大会はどちらかというと顔合わせだけです。課題を設定して、もっと実のある研修に参加した方が良いです。
- ・ 評価としては「B：現状のまま継続」として、課題に言及しましょう。
- ・ 研修の成果が見えてこないという課題ですね。
- ・ 自治会間の格差が幾分か是正できないのか、その辺りの目標値が設定できないかということ、いつまでも格差があってもいいのかということも指摘しておきたいですね。

「自治公民館連絡協議会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

うるま市においては、過去の地域の成り立ちにより、自治公民館（自治会）活動にかなりの格差が見られる。朝から中央公民館並に多数の地域住民が公民館に出入りするような地域もあれば、地域住民の自治会加入率も低く、施設も簡素なプレハブや公営住宅の集会場であったり、自治会長や事務員が公民館に常駐できていない地域もある。このような地域コミュニティの格差は本市にとって非常に大きな課題である。

本補助金は、自治公民館相互の連携提携と自治公民館活動の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与することを目的に、会員（自治会長等）の研修会等への派遣に活用されている。しかし、現状は報告書のまとめ方が不適切で報告会も実施されておらず、その成果が十分に現れていない。

自治会間の格差是正に向けた具体的な目標値を設定し、協議会に対しては、大会等形式的なものではなく、「各種団体の役員の育て方」など具体的なテーマに沿った実のある研修を精選し、その成果を持ち帰って各自治会の活性化につなげられるよう指導助言していただきたい。

うるま市文化協会補助金（教育部文化課）・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 島くとうば大会が事業としてありますが、昨年度は1字しか参加がなくてこれでは折角の事業がもったいないと苦情がありました。
- ・ 市からの補助金はほとんど事務費として使われているようです。事業もいろいろありますが、事務費に相当充てられています。補助金がないと運営が滞ってしまうこととなります。これで良いのでしょうか。
- ・ 300万円近くの補助金があって、事務費が400万円近くあります。なかなか事業費に充当できない状況です。これでは健全な姿と言えるか、民間の立場からすると心配です
- ・ 事務経費がかなりのウエイトを占めており、補助が無くなって人件費の負担が足りなくなった場合、今までの文化協会が推進する事業が途中頓挫してしまうのではないかと恐れています。改めて、人件費のあり方を含めてどうあるべきかを考えるべきではないかと思えます。そういう時代にきているのではないかと思えます。
- ・ 以前、華道部は200名ほどの会員がいましたが、現在は100名を切っているようです。華道部は家庭の主婦などが趣味的にやっている方が多いのですが、舞台の部の発表会の入場券の販売割り当てなどがあって、負担が大きくなってきたようです。500円程度でしたら良かったのですが、舞台の部のチケットが1000円になり、会員数割で部毎に割り当てがきたものですから、会員を辞める方が出てきたようです。協会でもそのような話が出ていると思えますが、そういう負担が大きくなって会員が減っているのが現状だと思います。先ほどの説明で、会費を500円から1000円にするということですが、500円でもどうかという方々もいらっしやいました。補助金に関連するか分かりませんがそういう声があるようです。
- ・ 事務費の見直しとして、例えば事務局長、書記、会計の手当が通年、毎日常駐する形で組まれているようですが必要でしょうか。他の団体の場合には年額5万などとしています。先ずその必要性を精査していただきたいと思えます。
- ・ 事務局長、書記、会計、は別々に週3日勤務ですか。仕事量として書記、会計を別々に設けないとこなせないのか。必要かどうか十分に検証してみてください。

- ・ 要するに700万円余の予算の中で事務費が400万円余と半分以上超えています。事務費が大きすぎるという指摘がありますが、人件費の効率化がもっとできないのか。
- ・ 他の団体もそうですが、補助金は事業費に活用していこうという方針があります。補助金の使途の明細がはっきりすればいいのですが、プールになっているので分かりません。その辺りを分かるように整理してもらいたいと思います。
- ・ ご意見としては、事務費の見直しなどの指摘がございました。あと、会員を増やすための工夫が求められるという指摘がございました。
- ・ 評価は「B：現状のまま継続」でよろしいでしょうか。

「うるま市文化協会補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

うるま市文化協会の決算資料によると、支出総額に対する事務費の割合が6割、その事務費の内訳として事務員（3人）の手当が7割を占めており、事業費に比べ事務費（事務員手当）の割合がかなり高い状況である。事務員（3人）の数や出勤方法、手当の額等について十分に精査し、効率化の方向で見直しを検討していただきたい。

また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱の策定を検討していただきたい。更に、会員数の減少が著しく、今後会員を増やすための工夫を指導していただきたい。

うるま市指定民俗文化財等補助金（教育部文化課）・・・・・・・・・・

審査委員会意見

- ・ 支出項目で食糧費がありますが、それは適切な表現ですか。補助金をいただいて食糧費に使うのはどうかと思います。研修費などという項目が適当ではないですか。補助金をもらって、お菓子代と備考欄に書くと補助金を飲食に使っているということになります。民間からすると気になります。研修費とか、保存継承のために活用されているということが分かるように表現を工夫すべきではないでしょうか。
- ・ 実際には食糧費として活用されているわけですから、名称を変えれば良いと言うことではないと思います。
- ・ 研修費として継承のために使われたという表現にできませんか。
- ・ 市の補助経費と区からの補助経費に分けて整理すればいいのかと思います。
- ・ 練習して疲れたらお茶や茶菓子程度はいいかと思います。
- ・ うるま市には民俗文化財が結構あると思いますが、毎年この2団体だけというのはどうかと思います。
- ・ 2団体にしか補助がないということに不公平感や懸念があるのです。今後の補助のあり方をよく研究して公平、公正にやっていただきたいと思います。
- ・ 今は2団体だけの補助ですから、一旦募集して、基準に照らし合わせて補助を決定しないといけないのではないかと。今までは旧具志川市にあったからそうしているかもしれませんが、指定民俗文化財は勝連、与那城、石川地区にもあるわけですから。
- ・ 金額のことではなくて、なぜ2団体だけかというところに引っかかっているわけです。
- ・ 2団体とも保存継承としての補助金活用になっていません。活動費としての補助になっています。継承に関わる補助金というのが見えません。
- ・ 39団体へ公平に補助目的にかなった用途となる補助に変えていくべきではない

かと思います。

- ・ 他の団体とのバランスが必要ですね。
- ・ 石川地区のウスデークなどは歌える人がいない状況です。そういう急がれている芸能もあります。石川エンサーでも本当に継承できる方は80歳を越えた方一人しかいません。今一生懸命昔の踊りをビデオに撮って残そうとしています。他の団体でも必要なものはやらないといけないと思います。継承するための予算であれば2団体だけに6年は長すぎると思います。
- ・ 目標達成度の担当課の評価を見ますと、目標値が16人の継承者となっており、それは既に達成されています。目標が達成された事業については終了していいのではないかと思います。
- ・ 保存継承していくという目的であれば、ビデオ撮影をしてデータで残すなどの取り組みの方が望ましいと思われる。今は活動費に使われています。
- ・ 映像や音声など形に残るものにしないとダメですね。
- ・ それと他の団体はどうかのだろうと思います。片手落ちのところもありますから、平等になるように広げてみた方が良くと思いますね。
- ・ これについては団体が固定化されているという問題がありました。
- ・ 支出科目の見直しというご指摘と、補助金の対象範囲の明確な基準を定めてもらいたいというご指摘がありました。
- ・ このような民俗文化財は各地区にたくさんあります。補助金がなければできないことなのか。
- ・ 実際に、これまで補助金がなくてもやってきている所がいっぱいあるわけです。
- ・ 補助をするのであれば、日頃の練習などの活動費ではなく、食糧費などは御法度であって、民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきです。
- ・ 補助があるから継承するということではないと思います。継承活動は地域文化に対する意気込みでやるものです。

- ・ どの団体も独自に寄付金を募るなどして、それなりの資金づくりをして文化を継承してきているわけです。
- ・ 一度補助を無くすか、再度エントリーし直すかしないといけないと思います。
- ・ 1つの団体に6年間も補助をするのはどうかと思います。終期を設定する必要があります。その方が他の民俗文化財も育つのではないのでしょうか。
- ・ これについては「C：効率化・コスト削減の方向で見直し」という評価でよろしいのでしょうか。

「うるま市指定民俗文化財等補助金」の評価のまとめ

総合評価

C：効率化・コスト削減の方向で見直し

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

市内に数ある指定民俗文化財の中から、合併前からの経緯とは言え、限られた2団体のみに補助を継続して行うのは不公平感がある。また、2団体とも補助金が日頃の練習など活動費として使われており、保存継承に関わる活用が見られない。

そもそも民俗文化財の継承活動（継承者の育成等）は、地域住民の文化活動に対する意気込みで行われるものであって、行政からの補助の有無に関わらず、他の多くの民俗芸能でも取り組まれている。保存継承が目的であれば、行政の立場からは民俗芸能の記録保存的なものに補助すべきであり、ビデオ撮影等映像や音声でデータを残していく取り組みが望ましい。

今後、公平公正に補助目的にかなった用途となる補助事業に変えていく必要があり、現状の補助金は早期に終期を設定して一旦終了し、再度補助のあり方から検討し直していただきたい。

うるま市青少年育成市民会議補助金（指導部青少年センター）・・・

審査委員会意見

- ・ 青少年市民会議の予算書、決算書の科目として食糧費というのがありますが、何か科目を変えた方が良いのではないかと。
- ・ 食糧費という科目はどうでしょう。食糧費は良いイメージがありません。補助金をもらって飲み食いするのはどうか。研修費などと科目名称を見直した方がよいのではないかと。昔はそういうことがあったかもしれませんが、今では政府も直しています。
- ・ 活動内容として主張大会、剣道大会、柔道大会、ありがとうの手紙コンテストなどがありますが、野球をやっている子やサッカーをやっている子もいると思いますが、どうでしょう。
- ・ 会長、副会長の年齢はどのくらいですか。そういう方々はボランティアでやっていただけないでしょうか。
- ・ 先輩方は、報酬をもらってやるよりも年金ももらってボランティアでやるという方向へ導いていくという検討はやってほしいと思います。
- ・ ボランティアで担うという風潮が必要ですね。
- ・ こうするのは国がやるよりも市レベルでやった方が、身動きが取りやすいのではないかと。
- ・ これは市の補助金交付規則に基づいて申請されているようですが、補助金交付申請書の文言が実際に適用される補助金交付要綱と合致していません。
- ・ 市では補助金見直し基準を定めており、見直し基準に基づいて補助金交付要綱を定めていただきたいとしております。補助金を細かくどの経費に充てられるということを決めた個別要綱を定めてください。
- ・ 補助金の使い道を細かく定めてくださいということです。食べるものまでは補助金を使わないように要綱を定めてくださいということです。

- ・ 教育委員会の補助金は同じようなものが多いですね。どこかでとりまとめた方がいいですね。いろいろな団体がありますが、結局対象となるのは同じ。その辺りは、教育委員会は勉強すべきではないか。
- ・ ご意見としては、食糧費の科目の検討というお話がありました。また、補助金の使途を詳細に定めた補助金交付要綱を定める必要があるというお話もありました。
- ・ 補助金額に対して運営費の割合が大きく、事業費の割合がかなり小さいですね。
- ・ 評価は「B：現状のまま継続」でいいと思います。
- ・ 評価はBで、要綱の整備、支出科目の検討などでまとめたいと思います。

「うるま市青少年育成市民会議補助金」の評価のまとめ

総合評価

B：現状のまま継続

具体的な総合評価の理由及び事業に対する意見等

本会のような名誉職的な団体の役員については、手当を無くしボランティアで担っていただく方向で団体を指導していただきたい。

また、「うるま市補助金制度に関する指針」において事業費補助の原則を示しており、市からの補助金は出来る限り事業費に充てることが求められている。補助金の使途を明示した個別補助金交付要綱を策定し、団体に対しては、手当や食糧費等には会費等独自財源で賄い、必要不可欠な事務費と事業費に補助金を充当するよう指導していただきたい。

平成21年度うるま市補助金審査委員会 日程等

第1回

日時：平成21年8月20日（木） 午後2時～
場所：勝連庁舎2階会議室
内容：「うるま市補助金審査委員会設置に関する方針」の再確認
審査委員会開催要領の確認
審査方法の確認
担当課ヒアリング5件（教育部総務課、社会体育課）

第2回

日時：平成21年8月26日（水） 午後2時～
場所：勝連庁舎2階会議室
内容：担当課ヒアリング5件（社会教育課（旧社会教育課分））

第3回

日時：平成21年9月7日（月） 午後2時～
場所：勝連シビックセンター団体室
内容：担当課ヒアリング5件（社会教育課（旧公民館分）、文化課、指導課、青少年センター）

第4回

日時：平成21年10月21日（水） 午後2時～
場所：本庁舎4階第1委員会室
内容：補助金審査報告に関する議論

第4 事務事業評価票（補助金交付型）

次頁以降